

平成23年度 珠洲市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

現在、社会福祉の基本理念は、個人の尊厳を保持し、自立を支援し、個人の選択を実現する新しい時代をめざしております。

特に社会福祉協議会については、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法に位置づけられ、住民参加による地域福祉の推進や、介護保険制度による事業を実施するなど、今後、更に幅広い事業を展開することが求められております。

本会は「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進するため、中長期的視野のもと、これまで以上に地域の実情にあった地域福祉、在宅福祉サービス事業を推進するものとします。

2. 重点目標

1. 地区社会福祉協議会の充実・強化

小地域での支え合い・助け合いによる見守りネットワーク活動の展開と災害時における要援護者への支援体制の確立を図る。

2. ボランティアセンター機能の充実

ボランティア活動拠点としての機能充実とボランティア活動の促進

3. 事業計画

《法人運営部門》

1. 法人運営の強化

- ①理事会・評議員会の開催 年3回以上
- ②各種委員会の開催

《地域福祉活動推進部門》

1. 住民参加・協働による地域福祉活動の推進

住民同士が支え合い、安心して暮らせる地域をつくるため、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、各関係機関、施設、団体等と連携し、地域福祉活動の推進に取り組む。

- ①珠洲市地域福祉活動計画（第2次）の策定
- ②地区社会福祉協議会の活動支援

- ③関係者協働による要援護者見守り・支え合いマップの作成とニーズ把握、課題解決に向けた取り組み
- ④見守りネットワーク活動の推進

2. 広報・啓発活動の強化

市民の社会福祉活動及び社会福祉協議会事業に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動の強化に努める。

- ①広報紙「社協だより」の充実
年4回（4月・7月・10月・1月発行）、市内全戸配布
- ②ホームページの充実
内容の充実と速やかな情報の発信
(アドレス <http://suzushi-syakyō.or.jp>)

3. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進

関係機関と連携し、募金活動のPRに努め、募金への理解を求める。

「戸別募金」「法人募金」「学校・職域募金」「街頭募金」の実施

- ①赤い羽根共同募金 10月1日から12月31日に実施
- ②歳末たすけあい募金 12月1日から12月31日に実施

4. ボランティア活動の振興

一人でも多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンター機能の充実を図り、各種事業を展開する。

- ①ボランティアコーディネート機能の強化
- ②ボランティア（個人・グループ）の登録、相談支援、需給調整及び情報提供の充実・強化
- ③各種ボランティア団体との連絡調整や活動支援
- ④ボランティア講座の開催
(傾聴ボランティアスキルアップ等)
- ⑤児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校（市内全校）との連携及び支援
 - ・県指定校…三崎中・宝立小（2校）
 - ・市指定校…上戸小・飯田小・直小・正院小・蛸島小・みさき小
西部小・若山小・宝立中・緑丘中・大谷中・飯田高校（12校）
 - ・協力校連絡会の開催（年1回）
- ⑥中・高生1日サマーボランティア体験の実施（市内福祉施設）
- ⑦ジュニアボランティア体験事業の実施
- ⑧能登北部地域ボランティア連絡会との連携
- ⑨ボランティア貸出機材の充実
(プロジェクター・福祉関係ビデオ・疑似体験グッズ等)
- ⑩「広報すず」朗読テープの貸出
- ⑪出前講座の実施（介護講座、高齢者疑似体験等）

⑫ ボランティア活動保険・行事用保険の加入促進

⑬ ボランティアセンターパンフレットの作成

5. 民生・児童委員、主任児童委員活動の支援

① 民生・児童委員、主任児童委員との連絡調整、研修や活動の支援

② 地域福祉推進員の活動支援

6. 児童福祉の充実

① 青年福祉員活動の支援

② 児童・生徒の福祉の心を高めるボランティア活動の啓発

③ 児童のスポーツ傷害保険への助成（掛金の1/2助成）

④ 新入学児童への祝い品の贈呈

⑤ 共同募金文庫の設置（市内小・中学校13校）

⑥ 保育所・幼稚園への絵本等贈呈（10ヶ所）

7. 老人福祉の充実

① 老人クラブ活動の支援

② 健康づくり・介護予防活動の推進

③ 高齢者いきいきサロンへの支援

8. 障害者（児）福祉の充実

① 身体障害者福祉協議会活動の支援

② 障害者の社会参加への促進・支援

③ 在宅重度心身障害者（児）への支援

④ 在宅精神障害者（児）への支援

9. 福祉バス運行事業

① 各種福祉団体の活動支援

② 各種福祉団体会員の社会参加促進支援

10. 災害援護事業

火災・天災により居住する住居が全焼・全壊、半焼・半壊した場合の見舞金

《福祉サービス相談支援部門》

1. ふれあい福祉相談事業

① 無料法律相談の開設（偶数月の第3金曜日）

② 心配ごと相談の開設（毎月2日・12日・22日）

③ 介護相談、よろず相談の開設（土・日・祝日を除く毎日）

④ 苦情処理委員会の設置

福祉サービス利用者からの苦情に対する円滑な解決の実施

2. 福祉サービス利用支援事業

- ①高齢者や障害のある方で判断能力が不十分な方に対する、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等の支援
- ②基幹的社協との連携、生活支援員への協力支援
- ③福祉サービス利用支援事業の周知

3. 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障害者・高齢者世帯を対象とする資金の貸付と援助指導

- ①総合支援資金：生活再建に必要な生活費用
- ②福祉資金：技能習得・住宅改修等に必要な経費
生計維持に必要な緊急の費用
- ③教育支援資金：高等学校、大学等に就学するのに必要な経費

4. 短期小口たすけあい資金貸付

要援護者等に対する緊急貸付

《在宅福祉サービス部門》

～介護保険法や自立支援法に基づく指定事業及び、一般福祉施策などによる在宅福祉サービス事業の実施～

【介護保険対象事業】

訪問介護1ヶ所、訪問入浴1ヶ所、通所介護3ヶ所、居宅介護支援事業2ヶ所においてサービスを提供。

365日体制でサービスを提供(訪問入浴を除く)

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

ホームヘルパーが自宅に訪問し、食事介助や入浴介助等の身体介護と、調理や掃除等の家事援助サービスを提供

2. 訪問入浴（ホームヘルプサービス）事業

看護師とホームヘルパーが入浴車で自宅に訪問し、入浴サービスを提供

3. 通所介護（デイサービスセンター）事業

デイサービスセンターで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのサービスを提供

波の花デイサービスセンター（大谷町）	利用定員 20名
やまびこデイサービスセンター（若山町上黒丸）	利用定員 20名
みさきデイサービスセンター（三崎町宇治）	利用定員 36名

4. 居宅介護支援事業

ケアマネージャーが利用者の現状に合わせて、ケアプランを作成し、適切な介護サービスの利用と在宅生活を支援

居宅介護支援サービスセンター

(事務局内)

はまなすふれあい居宅介護支援サービスセンター (みさきデイサービスセンター併設)

【介護保険の対象とならない事業】

1. 地域生活支援事業

視覚障害者に対するホームヘルパーの移動支援

2. 配食サービス事業

日常生活を営む上で支障のある高齢者のみの世帯に昼の弁当を配達
波の花・みさきデイサービスセンターの2ヶ所で提供

3. 紙おむつ購入助成券交付事業

在宅で1ヶ月以上、常時紙おむつを使用されている高齢者・障害者(児)を対象に交付

4. 車いす等の無料貸出事業

在宅の日常生活で、車いすを利用しなければならない方への貸出

5. 家族介護者交流事業

在宅で介護されている家族の方のリフレッシュ事業

6. 車いす移送サービス事業

要介護認定3・4・5、身体障害者1・2級の方、又は疾病、その他の理由により車いす等を利用しなければ移動が極めて困難な方への移送サービスの実施